

マイナンバー（個人番号）に係る障害児福祉手当の手続きについて

1 手続きの内容

書類	○個人番号の範囲 ◆申請者と代理人の考え方	省略可能な 主な書類の例
請求書	○対象児童／対象児童の扶養義務者 ◆20歳未満を対象とした制度で、申請者は対象児童の扶養義務者。	課税(非課税)証明書 (省略できない場合 有)

※上の表にかかわらず、成年後見人や代理権の付与がされた保佐人、補助人は法定後見人となり、家族以外の第三者は任意代理人となります。

2 申請書類にマイナンバー（個人番号）が記載された場合に確認する書類

【本人が申請者の場合】

確認内容	確認に必要な書類 ※(1)(2)ごとに①～③のいずれか1つ
(1) 個人番号の確認（対象事務を申請するかたの個人番号が正しいことの確認）	①個人番号（マイナンバー）カード ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
(2) 申請者の身元の確認（対象事務を申請するかたが本人であることの確認）	①個人番号（マイナンバー）カード ②写真付きの公的書類1点（住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書） ③氏名及び住所又は生年月日が記載された公的書類（又は公的書類に準ずる書類）2点（健康保険証、年金手帳、特別児童扶養手当証書、預金通帳、医療受給者証、福祉サービス受給者証、社員証、学生証など）

【代理人が申請者の場合】

確認内容	確認に必要な書類 ※①～③のいずれか1つ
(1) 代理権の確認（法定代理人か任意代理人の確認）	①法定代理人…戸籍謄本やその他資格を証明する書類（後見の登記事項証明など） ②任意代理人…委任状 ③上記による確認が困難な場合…健康保険証や受給者証等の公的書類
(2) 個人番号の確認	「本人が申請者の場合」と同様の書類で確認します（本人）。
(3) 代理人の身元の確認	「本人が申請者の場合」と同様の書類で確認します（代理人）。

マイナンバーを記載した申請書類を郵送する場合は、上表に記載している確認のために必要な書類の写しを同封してください。